根室市教育委員会規則第6号

根室市立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月19日

根室市教育委員会 教育長 波 岸 克 泰 根室市立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則

根室市立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する 規則(昭和 35 年根室市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正す る。

第2条を次のように改める。

第2条 法第 17 条第4項の規定による共済掛金の額は、次の表の左欄に掲げる児童、生徒の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

ける児童、生徒の区分に応じ、同]衣の石懶に拘りる領とりる。
児童及び生徒の区分	共済掛金の額
	(1人当り年額)
1 小学校、中学校の児童生	独立行政法人日本スポーツ振興セン
徒	ター法施行令(平成 15 年政令第 331
(2、3に掲げるものを	号。以下「令」という。)第7条に定
除く。)	めた額の2分の1の額とする。
	「令」第7条に定めた額の2分の1
2 「令」第17条第1項に規	の額とする。
定する	
小学校、中学校の準要保護	「令」第7条に要保護児童生徒分とし
児童、生	て定めた額
徒	の2分の1の額とする。
3 「令」第3条第6項に規	
定する小	
学校、中学校の要保護児	
童、生徒	

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市立小中学校児童生徒の 災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の規定は、令和6年4月1 日から適用する。